

個人事業税（県税）についてのお知らせ

○個人事業税の概要

個人事業税は、事業を営む個人の方で、県内に事務所または事業所を有する方に課される県の税金です。原則として、前年の不動産所得および事業所得から各種控除した額に対して課税されます。

課税対象となる業種は、主として商工業など、いわゆる営業に属する第一種事業（物品販売業、不動産貸付業、製造業、請負業など）、畜産業、水産業などの第二種事業（主として自家労力により行うものを除く）および医業、法務業などの自由業に属する第三種事業（医業、歯科医業、弁護士業、理容業など）があります。

それぞれの税率は次のとおりです。

第一種事業..... 5% 第二種事業..... 4%

第三種事業..... 5%（ただし、あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業は3%）

○納税方法と納期限

下北地域県民局県税部から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めてください。（税額が1万円以下の場合には8月に全額納めることとなります。）

納期限は、第一期分が9月2日(月)、第二期分が12月2日(月)となります。

納付につきましては、金融機関や県税部の窓口のほか、コンビニをご利用できます。

また、口座振替もご利用いただけますので、各取扱金融機関にてお申し込みください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 課税課 ☎22-8581（内線207）

後期高齢者医療制度の運営に関する『運営懇談会』委員の公募

○職 務：後期高齢者医療制度の運営に関する意見・提案を行っていただきます。

○任 期：委嘱の日から2年間

○応募資格：県内在住40歳以上の方で、平日昼間青森市での会議に出席できる方

○募集人員：8人(応募者の中から選考により決定)

①被保険者 6人

②65歳以上障害認定の被保険者 1人

③後期高齢者医療以外の医療保険被保険者 1人

○応募方法：応募用紙および「後期高齢者医療制度に関する意見(400字程度)」を提出

○応募期間：9月2日(月)～24日(火)

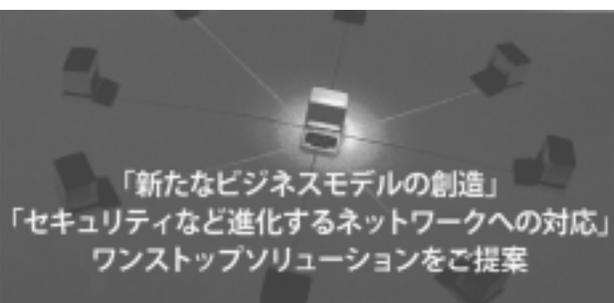
○謝 礼 等：会議1回の出席につき謝礼5,000円および交通費
(公共交通機関利用実費相当額)

○応募用紙等の配布、お問合せ先

佐井村役場 住民福祉課 税務・国保部門 東出(英)

青森県後期高齢者医療広域連合 総務課 ☎017-721-3821

ホームページ <http://www.aomori-kouikirengou.jp/>



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社

■青森営業所 青森市長島二丁目13番1号
TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所 八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)
TEL. 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494

《ホームページアドレス》

<http://www.fusodentsu.co.jp>